

外国人向け 学校給食費補助プログラム（アレルギーや食事制限等に対する補助金(2025年度)）

【プログラム概要】古河市は、以下の理由により学校給食を食べることができない児童生徒の保護者や

親権者に対して経済的支援を提供します：

- 理由：食物アレルギー、疾病、宗教上の制約

【対象条件】この補助金を受け取るには、以下の条件を満たす必要があります：

- 児童生徒が食物アレルギー、疾病、または宗教上の制約を持つこと。
- 給食の全部または一部の提供を受けることができず、児童生徒がお弁当または副食を持参していること。
- 保護者または親権者が2026年3月1日時点で古河市内に居住していること。

※注意：お弁当または副食を持参していない場合、この補助金は適用されません。

【補助金額】補助金額は、以下の計算式に基づいて算出されます：

「単価 × お弁当または副食を持参した日数」

・単価：小学校/中学校の種類や、牛乳のみあるいは副食のみかどうかによって異なります。

・日数：児童生徒の学年に応じて年間約188～196日です。

・注意：持参した副食の数にかかわらず、補助金は1日あたり1単価のみ適用されます。

【補助期間】2025年4月1日～2026年3月31日

【申請期間】2026年3月1日～2026年3月23日

【支払い期間】2026年4月中旬～2026年5月上旬

【必要書類】①申請・請求書類 ②学校生活管理指導表（食物アレルギーの場合）

③銀行口座通帳のコピー ④その他必要な書類